



選挙区改定および 2020年選挙区改定市民委員会に関するファクトシート

- カリフォルニア州では、連邦国勢調査の新人口統計に基づき、10年ごとに連邦議会、上院議員、下院議員、州査定平準局の各選挙区を改定することになっています。
- 2008年までは、カリフォルニア州議会議員が自ら選挙区を改定していました。2008年11月、以下「法令」(Voters FIRST Act)がカリフォルニア州有権者によって通過されたことにより、選挙区改定市民委員会 (Citizens Redistricting Commission) の設立が承認され、選挙区改定は議会の手を離れました。2010年には Voters FIRST Act for Congress により、連邦議会の選挙区改定の責任が委員会に追加されました。
- この法令は、独立した無党派の組織であるカリフォルニア州監査局が委員会委員の選出申請プロセスを管理することを義務付けており、カリフォルニア州の地理的、職業的、社会的な多様性を反映させた人選が行われるようになっています。委員会は、民主党員5名、共和党員5名、両党以外からの4名の計14名で構成されます。
- 委員会は、全カリフォルニア州民の代表選出が公正に行われるよう各選挙区の人口を合理的に均等にするを目的に策定された、無党派の厳格な規則に従って、連邦議会選挙区、上院議員選挙区、下院議員選挙区、査定平準局員選挙区の区割りを改定します。委員会によって4つの最終選挙区地図が承認されると、これらの地図は委員会がその決定に至った根拠を説明する報告書とともに州務長官に提出され承認を受けます。
- 委員会では新しい選挙区地図を作成するために、公開聴聞会を開催し、さまざまな方法で意見を受け付けます。一般の方々は、ウェブサイト、聴聞会、利益共同体の再区画ツールでパブリックコメントを提出するか、郵送で意見を提出することにより、参加できます。
- 委員会は、選挙区を区割りする際、次の基準に順番の通りに従わなければなりません。
 1. 選挙区は、アメリカ合衆国憲法を順守するために人口が均等でなければならない。
 2. 選挙区は、少数派が自ら選んだ代表者を選出する機会を均等に得られるように、投票権法を順守しなければならない。
 3. 選挙区は、地区のすべての部分が互いにつながっているように、境界線が連続して引かれていなければならない。
 4. 選挙区は、市、郡、近隣、地域社会の分割を可能な限り少なくすべきである。
 5. 選挙区は地理的にまとまっており、近くの人口地域から遠くの人口地域に迂回するようなことがないようにすべきである。この要件は形状ではなく密度を対象とする。国勢調査ブロックは分割できない。
 6. 実行可能な場合、各上院選挙区は完全かつ隣接した2つの下院選挙区で構成され、平準化委員会選挙区は完全かつ隣接した10の上院選挙区で構成されるべきである。

